

職員の懲戒処分について（令和6年5月教育委員会定例会）（議案第3号関係）

No.	1
処分年月日	令和6年5月20日
処分の種類	減給3月
処分の理由	不適切な言動及び体罰 (事件・事故の概要) 被処分者は、令和5年8月から令和5年10月にかけて、自身が顧問を務める運動部の複数の生徒に対して以下の不適切な言動および体罰を行った。 (1) 3名の生徒について、SNS上で「こんな自己中な奴二度と試合に使わねーよ」「悪いこと言わねえから転部しろ」「使い物にならねえよ」等の書き込みをした。 (2) 練習中に複数の生徒に対して複数回「バカ」「ボケ」「お前なんか辞めろ」等と発言した。 (3) 生徒の腹部を運動用具の上から拳で1回叩いた。
事件発生日 年 月 日	令和5年8月から令和5年10月
被処分者の 年 齢	45歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備 考	中部教育事務所管内 (花巻市、遠野市、北上市、西和賀町)